

実家に帰ろう住宅改修等補助金 交付申請に必要な書類（全ての添付書類はコピーでも可）

交付申請書類	交付先	確認
1 実家に帰ろう住宅改修等補助金交付申請書 ※日付空欄	—	
2 Uターン世帯全員（子ども含む）の 「戸籍の附票」または「住民票の除票」 ※転入する直前 10 年間のうち通算で 5 年以上、かつ転入直前に 1 年以上連続して市外の住民であったことが分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍の附票（本籍地の役所）</li> <li>・住民票除票 ※外国人のみ（前住所地の役所）</li> </ul>	
3 Uターン者と実家所有者の関係が分かる「戸籍謄本」	・伊万里市市民課	
4 実家の所有者がなくなっている場合 (1) 解体・新築の場合：相続人全員の解体の同意書および相続人が確認できる戸籍謄本（裏面※1） (2) 改修の場合：相続人全員の同意について口頭確認		
5 Uターン世帯全員（子ども含む）の実家転入後の「住民票謄本」	・伊万里市市民課	
6 実家所有者の「住民票抄本」 ※実家所有者が亡くなっている場合は、「住民票の除票」または亡くなっていることが分かる「戸籍謄本」を取得してください。	・実家所有者の住所地の役所	
7 Uターン世帯全員および実家所有者の 「完納証明書（滞納のない証明書）」または 「納税証明書（伊万里市実家に帰ろう住宅改修等補助金用）」 ※直近の証明書を取得してください ※実家所有者が亡くなっている場合も、直近の証明書が取得できる場合は取得してください。 ・取得可能な人：相続人 ・取得に必要な書類：実家所有者と相続人の関係の分かる戸籍謄本、相続人の現在の戸籍謄本	<pre> graph TD     A[申請年の1月1日の住所地] --&gt; B[伊万里市]     A --&gt; C[前住所地]     B --&gt; D[交付申請の時期 7月～～6月]     D --&gt; E[伊万里市の税務課で発行]     C --&gt; F[前住所地の税務課で発行]     </pre>	<p>Uターン世帯</p> <p>実家所有者</p>
8 実家の登記事項証明書（全部事項証明）（家屋のみ） (1) 解体・新築の場合「実家の滅失登記」および「新築登記」 (2) 改修の場合「実家の全部事項証明書」	・法務局 伊万里支局	
9 「請負契約書」または「見積書および請求書」の写し ※内訳が必要 ※申請者名でお願いします ※見積と請求は同じ金額にしてください。 ※解体・新築の場合は解体分と新築分に分けてください。	—	
10 写真 (1) 解体・新築の場合「解体前・解体後・新築（いずれも外観）」 (2) 改修の場合「改修前・改修後（改修箇所ごとに）」	—	

1 1 住宅の平面図（※新築のみ）および、住宅の位置図	—	
1 2 アンケート	—	
1 3 実家に帰ろう住宅改修等補助金交付請求書 ※日付空欄 認印（事前申請と同じ印）と通帳写し（口座番号確認用）	—	

（※1）

亡くなった実家所有者及びその子、孫、ひ孫・・・のうち亡くなっている人の出生から死亡までの戸籍謄本（写し可）